## 基準４－１　教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

### 分析項目４－１－１　教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること

【分析の手順】

・校地、校舎の基準面積について、設置基準で規定されている面積に係る基準を満たしていることを確認する。

・施設・設備としては、教育の必要に応じて、大学設置基準に規定されている校地、校舎、運動場等が備えられていることを確認する。

・教育課程に応じて講義・演習・実験・実習または実技を行うのに必要な教室を備えていることを確認する。

・継続的に研究成果を創出するための研究環境が整備され、教員・学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。

・共同課程を置いている場合は、その状況が該当する設置基準を満たしていることを確認する。

・夜間において授業を実施している課程又は大学院において大学院設置基準第14条の特例を適用している場合は、これら施設・設備の利用方法、利用時間等を確認する。

・２以上のキャンパスで教育を実施している場合は、各々の実施体制、実施上の工夫や学生移動の状況等を確認する。

・夜間の授業又は２以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式４－１－１）

| 学部・研究科名 | キャンパス | 実施の状況（実施体制、利用時間等） |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |